

## 平成 28 年度第 2 回豊岡市地域包括支援センター運営協議会 次第

日 時 : 平成 29 年 2 月 22 日 (水) 13 時 30 分～

場 所 : 豊岡市役所立野庁舎 多目的ホール

### 1. 開 会

### 2. あいさつ

### 3. 報告事項

(1) 豊岡市地域包括支援センターの設置状況について

資料 1

(2) 平成 28 年度豊岡市地域包括支援センターの事業報告について

資料 2

### 4. 協議事項

(1) 平成 29 年度豊岡市地域包括支援センター事業実施方針（案）について

資料 3

(2) 平成 29 年度豊岡市地域包括支援センター重点活動方針（案）について

資料 4

(3) 豊岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正について

資料 5

### 5. 閉 会

## 豊岡市地域包括支援センターの設置状況等について

(平成 28 年 12 月 1 日現在)

名 称	人 口 (第1号被保険者数) 高齢化率	要支援・ 要介護 認定者数	配置職員	設置形態
豊岡地域包括支援センター 面積 133.4 km <sup>2</sup>	41,334 (11,782) 28.5%	1,984	社会福祉士 2 看護師 1 看護師(嘱託) 1 主任介護支援専門員(嘱託) 2 介護支援専門員(嘱託) 3	
				小 計 9
城崎・竹野地域包括支援センター 面積 162.93 km <sup>2</sup>	10,970 (4,159) 37.9%	781	介護支援専門員 1 社会福祉士(嘱託) 1 看護師 1 事務(嘱託) 1	
城崎・竹野地域包括支援センター 竹野分室 再掲 面積 102.79 km <sup>2</sup>	再掲 4,667 (1,785) 38.2%	再掲 359	主任介護支援専門員 1	
				小 計 5
日高地域包括支援センター 面積 150.24 km <sup>2</sup>	17,137 (5,391) 31.5%	945	主任介護支援専門員 1 看護師 1 社会福祉士 1 介護支援専門員 1 (嘱託) 1 (非常勤) 1 事務(嘱託) 1	委託 豊岡市社会 福祉協議会
				小 計 7
出石・但東地域包括支援センター 面積 251.09 km <sup>2</sup>	14,544 (5,027) 34.6%	997	介護支援専門員 1 看護師(嘱託) 1 主任介護支援専門員 1 事務(嘱託) 1	
出石・但東地域包括支援センター 但東分室 再掲 面積 161.964 km <sup>2</sup>	再掲 4,355 (1,782) 40.9%	再掲 385	社会福祉士 1 介護支援専門員 1	
				小 計 6
豊岡市合計	83,985 (26,359) 31.4%	4,707	合 計 27	

## 平成28年度 豊岡市地域包括支援センターの事業報告

平成28年度 豊岡市地域包括支援センター活動方針を基に以下の活動を行った。

(人数等実績数値は、各年度ともに12月末現在)

### 1 総合相談支援業務

方針① 生活支援コーディネーターとの連携を図り、互助の力を發揮できる地域をつくる。

(1) インフォーマルな視点を持ち、生活支援コーディネーターと連携し、相談支援を行っていく。

#### 【活動実績】

- ・ 生活支援コーディネーターとの定期ミーティングを持ち、地域とつながったケースを共有し、地域の特性を加味しながら支援体制を整えた。
- ・ 困難ケースについて、専門職と地域が協働できる体制調整を図った。

(2) 地域資源リストを活用し、利用者を適切な地域資源につなげる。

#### 【活動実績】

- ・ 相談対応時に活用し、利用者と地域資源をつなぐことができた。

方針② 関係機関との連携のもと支援困難ケースに対応できる力を持つ。

(1) 関係機関が情報共有し、役割分担できる場をつくり、課題解決していく。

#### 【活動実績】

- ・ 複合的な課題を抱えている方に様々な部署が連携し、課題解決に向けて取組んだ。
- ・ 支援困難ケースや虐待の対応において、関係機関と情報を共有し、役割分担のもと対応した。

方針③ 「高齢者見守りネットワーク事業」の充実を図る。

(1) ケースの対応の中で見守りの視点を持った事業所を増やしていく。

#### 【活動実績】

- ・ 新たな事業所の開拓はできなかったが、既存のケースを通して個々の利用者の関わり方、見守りの充実を図った。

## 方法別相談件数

	電話	来所	訪問	その他	合計
27年度	7,359	1,470	6,141	2,477	17,447
28年度	8,316	1,724	6,397	2,582	19,019

## 内容別相談件数 ※重複あり

	介護相談	総合事業	介護予防	介護給付	入退所・院	高齢者福祉	障がい者福祉	保健・医療	権利擁護	認知症に関する事	経済	その他	合計
27年度	1,462	2,167	9,201	671	491	1,057	218	590	415	404	215	566	17,457
28年度	1,747	4,788	5,630	597	555	1,580	266	1,245	641	778	576	618	19,021

## 相談者延人数

	本人	家族親類等	知人近隣	民生委員	介護支援専門員	サービス事業者	医療機関	行政	その他	合計
27年度	7,789	6,186	276	373	1,774	4,720	1,111	1,559	944	24,732
28年度	7,731	5,834	290	450	2,196	4,388	1,231	2,037	1,161	25,318

## 対応先（件）※重複あり

	介護予防ケアマネジメント	総合相談支援	権利擁護	ケアマネジメント支援	困難事例対応	福祉用具住宅改修	施設入所	その他	合計
27年度	10,704	4,517	624	737	296	669	174	393	18,114
28年度	9,196	6,325	674	2,582	1,210	627	169	337	21,120

## 2 権利擁護業務

方針① 高齢者虐待の対応能力を高める。

(1) 市担当職員と高齢者虐待対応マニュアルを用いた対応方法について協議を行う。

### 【活動実績】

- ・ 高齢者虐待対応マニュアルを改訂し、市と役割分担、連携のもと虐待対応できる仕組みを整えた。

## 通報件数等

	前年度から継続	通報	内虐待認定
27年度	3	28	19
28年度	8	28	18

## 虐待対応件数 ※前頁の虐待に対する対応

	分離			分離せず		成年後見制度申立	終結	対応継続
	特養へ措置	養護へ措置	入院・施設等へ入所	在宅サービス導入調整等	その他			
27年度	1	0	3	5	13	1	8	14
28年度	0	3	13	5	5	3	16	10

(2) 市と協議し、地域包括支援センターの三職種と市担当者向けの虐待対応のツールを使った研修会を開催する。

### 【活動実績】

- 平成28年7月26日に虐待対応研修を実施し、平成29年2月13日には改訂したマニュアルを用いた実務者研修を開催した。

(3) 高齢者虐待対応専門職チームを活用し、個別の事例についてアドバイスを受け、虐待対応能力を高める。

### 【活動実績】

- 専門職チームの活用にいたる事例はなかったが、虐待対応研修を行い、個々の職員の虐待対応能力の底上げに努めた。

方針② 成年後見制度の普及啓発と利用促進を図る。

(1) 成年後見人等報酬助成実現に向けて、根拠となる事例の集計を行う。

### 【活動実績】

- 各圏域で受付、情報提供や支援した状況について、過去3年間の事例集計を行い、報酬助成が必要であったかを検証し、市へ提示した。

(2) 市や社会福祉協議会広報等で成年後見制度の啓発を行う。

### 【活動実績】

- 豊岡市広報で成年後見制度の概要を掲載し啓発に努めた。

(3) ぱあとなあ（社会福祉士会）やリーガルサポート（司法書士会）、たんぽぽ（弁護士会）などの成年後見人等候補者の推薦団体との連携を図る。

**【活動実績】**

- 平成 28 年 12 月 1 日に行政書士会、平成 29 年 1 月 10 日に法テラスと意見交換を行い、それぞれの団体が抱える課題について共有を図った。

**方針③ 権利侵害からの救済と防止を図る。**

権利擁護に関する相談件数

	成年後見制度	高齢者虐待	消費者被害	その他	合計
27 年度	194	194	21	215	624
28 年度	131	419	25	99	674

(1) 権利擁護に関する研修会を開催する。

**【活動実績】**

- 平成 28 年 11 月 10 日に精神障害者の地域移行支援を踏まえた研修会を実施。当事者の声や「ピアサポート」の紹介、疑似体験のグループワークも行い、介護支援専門員、保健師等、多職種連携を図るきっかけとなった。【参加者 58 名】

「精神障害について学び、地域移行支援を考える」

講師 医療法人敬愛会 谷 友紀子 氏

田中 里未 氏 他 ピアサポート 2 名

(2) 法的な課題解決に向けて弁護士による法律相談（兵庫県弁護士会モデル事業）や法テラスなどの専門職との連携を図る。

**【活動実績】**

- 月 2 回行われている弁護士相談に、法的課題がある方の相談を行った。

相談件数 ※重複あり

成年後見	財産管理	遺言・相続	親族関係 (離婚除く)	離婚	債務	一般民事	その他	合計
8	3	1	3	1	7	1	6	30

- 平成 29 年 1 月 10 日に介護支援専門員ミニ研修会で法テラスの紹介と活用方法について研修を行った。【参加者 55 名】

「法テラスの活用方法について」ミニ研修会

講師 日本司法支援センター兵庫県地方事務所 藤井 慶太 氏

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

**方針① 介護支援専門員が医療関係者とスムーズに連携できるように支援する。**

- (1) 豊岡市介護支援専門員連絡会や各圏域の会議等で意見交換を行う。

#### 【活動実績】

- 地域包括支援センター各圏域で介護支援専門員ネットワーク連絡会を開催し、医療の専門職間の連携を深められるよう研修会、意見交換会を実施した。

#### 介護支援専門員ネットワーク連絡会開催実績

	回数	延参加人数	内医療関係者
豊 岡	5 回	66 人	5 人
城崎・竹野	5 回	57 人	5 人
日 高	3 回	47 人	2 人
出石・但東	3 回	57 人	1 人
合 計	16 回	227 人	13 人

**方針② 介護支援専門員の質の向上を図る。**

- (1) 新任介護支援専門員向けのゴールの設定や予後予測を意識した研修を実施する。

#### 【活動実績】

- 平成 28 年 11 月 8 日 新任職員等を対象に「自立支援に向けたアセスメントの重要性～相談援助面接の力をいかす～」をテーマに研修会を実施した。

- (2) 主任介護支援専門員がファシリテーター等の役割を発揮できるよう研修会を実施する。

#### 【活動実績】

- 平成 28 年 9 月 16 日に「主任介護支援専門員の心構え～グループワークを上手に進めるために～」をテーマに研修会を実施し、11 月 8 日の新任研修で主任介護支援専門員が主体となってグループワークを行った。

【参加者 9/16 30 名、11/8 44 名】

**方針③ 介護支援専門員が地域とのつながりを深められるように支援する。**

(1) 介護支援専門員が地域包括ケア会議等を通じて地域課題に気づく力を高められるよう支援する。

**【活動実績】**

- ・事例検討をとおして地域課題の気づき、資源の活用など課題解決に向けた支援が行えなかった。今後、事例検討を重ね、地域課題に気づき、課題解決に向けた支援の活用などを行っていく。

**介護支援専門員支援回数**

	ケース 検討会議	同行訪問	個別相談 情報提供	サービス 担当者会議	合計
豊岡	19	91	485	22	617
城崎・竹野	6	62	212	7	287
日高	13	64	307	22	406
出石・但東	11	102	120	6	239
合計	49	319	1,124	57	1,549

**4 介護予防ケアマネジメント業務**

**方針① より多くの人に介護予防活動の必要性を啓発し、実践への支援を行う。**

(1) 地域の人が集まる場所に出向いたり、広報等の活用により意識啓発を行う。

**【活動実績】**

- ・玄さん元気教室、地域のサロン、老人会等の集いの場に出向き、PRを行った。またPR媒体の見直しを行い、地域包括支援センターの活動内容を伝えやすくした。

**(2) 介護予防活動の実践に向け、地域や関係機関との連携を図る。**

**【活動実績】**

- ・市健康増進課と連携することで、地域課題や個別ケースの共有を図った。
- ・民生委員に介護予防の必要性を伝え、介護予防事業を周知し意識向上を図った。
- ・介護支援専門員等に地域の社会資源を伝えることでインフォーマルサービス等を意識する機会となった。
- ・支え合いマップ作りに参加することで地域の気になるケースの把握ができた。

## 認定区分別介護予防等サービス計画作成件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
事業対象者	141	151	139	147	147	149	149	140	137	1,300
要支援1	490	475	502	506	512	516	521	536	554	4,612
要支援2	405	409	404	396	386	378	384	383	376	3,521
合計	1,036	1,035	1,045	1,049	1,045	1,043	1,054	1,059	1,067	9,433

方針② 対象者の真のニーズにもとづいた適切なケアマネジメントを実施する。

- (1) 生活支援コーディネーター等との連携によりインフォーマル支援を含めたケアマネジメントができるように支援する。

### 【活動実績】

- ・生活支援コーディネーターと協働し、地域で孤立している人の支援を行った。
- ・居宅介護支援事業所のケアプランチェックを行った際、インフォーマルサービスを提案し、ケアマネジメントの向上を図った。

### 介護予防サービス計画作成件数

#### 「地域包括支援センター作成分」

27年度	28年度
3,674	4,428

#### 「委託事業者作成分」

27年度	28年度
4,689	5,005

(2) 予後予測、医療的視点を含めたアセスメントができるよう支援する。

### 【活動実績】

- ・平成29年3月14日予後予測、医療的視点を含めたアセスメントをテーマに研修会を開催予定。

## 5 地域包括ケア会議の推進

方針① 地域包括ケア会議を通じて地域の実情を把握するとともに、地域課題を発見する。

- (1) 地域の介護支援専門員からの困りごとのサインを意識を持ってキャッチし、地域包括ケア会議を開催する。

### 【活動実績】

- 介護支援専門員からの緊急の生活課題に関する相談に対して、地域での支援体制を整えるなど、見守り訪問の取組みを行った。

#### 地域包括ケア会議開催回数

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
4	4	4	4	16

(2) 多面的な視点で地域課題を抽出する力を持つ。

### 【活動実績】

- 地域包括ケア会議で多職種と地域課題の検討を行った。

方針② 地域課題の解決に向けた社会資源の開発を行う。

(1) 生活支援コーディネーターと連携し地域の支え合いの仕組みをつくる。

### 【活動実績】

- 専門職からの個別課題の相談や地域包括ケア会議を通して地域課題を発見し、地域住民、専門職が協働することができた（認知症ひとり歩き声かけ保護訓練、認知症カフェ等）。

## 6 認知症施策の推進

方針① 認知症の早期発見、早期対応に努める。

#### 認知症相談延件数

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
518	90	110	60	778

(1) 早期発見、早期治療に繋がるように、認知症連携シートを活用する。

### 【活動実績】

- 相談対応において、認知症連携シートを活用し、市、豊岡病院の精神保健福祉士と連携を取りながら専門医につないだ。

方針② 多世代を対象に認知症の理解と普及啓発に努める。

(1) 認知症サポーター養成講座を実施する。

【活動実績】

- 事業所や住民向けに認知症サポーター養成講座を実施し、多世代に啓発を図った。

認知症サポーター養成講座開催回数

豊岡	城崎・竹野	日高	出石・但東	合計
8	4	4	1	17

(2) 認知症声かけ模擬訓練を実施する。

【活動実績】

- 認知症サポーター養成講座を実施し、住民への認知症の理解を深めつつ、認知症ひとり歩き声かけ保護訓練を実施した。

認知症ひとり歩き声かけ保護訓練実施状況

平成 28 年 6 月 12 日（日） 豊岡市下陰区 50 名

平成 28 年 6 月 27 日（月） 豊岡市日高町虹の街区 24 名

(3) 認知症サポーターの活動の場の検討を行う。

【活動実績】

- 地域包括ケア会議の中で課題として今後も検討を進める。

**資料 3**

**平成 29 年度豊岡市地域包括支援センター事業実施方針(案)**

## I 方針策定の意義

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」(介護保険法第115条の46)です。

とりわけ高齢者が可能なかぎり住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築において、それぞれの資源や機能をネットワーク化するとともに、それらが支援を要する高齢者に適切に提供されるよう援助する(ケアマネジメント)という重要な役割を担います。

また地域包括支援センターが行う包括的支援事業は、市が実施することとされている事業であり、委託する場合は、厚生労働大臣が定める内容を勘案し、事業の実施方針を受託者に対して提示する必要があります。

この「豊岡市地域包括支援センター事業実施方針」は、4箇所の各委託地域包括支援センターそれぞれが、地域の実情に応じた取組みを行いながらも、豊岡市全体として目指すべき姿に向かって事業を推進するため、事業実施についての市の基本的な考え方や各センターが共通して取り組むべき活動の方向性を示すものです。

## II 地域包括支援センターの事業の実施方針

### 1. 地域包括ケアシステムの構築方針

#### (1)全体としての取組みの方向性

市は、「豊岡市老人福祉計画・第6期介護保険計画」に基づき、事業やサービスを相互に関連付け一体的に実施することで、元気なうちは就労・ボランティア活動や趣味などの生きがい活動を行うと共に介護予防も行い、健康寿命を延ばし、また医療や介護が必要になっても、様々な機能を持った施設も含め、住み慣れた地域や自宅で生活することのできる地域社会の構築を目指します。

これらを実現するため「自助」「共助」「公助」に加え、住民や住民組織等に対してボランティア活動といった「互助」についても協力を呼びかけるとともに、市と市民・関係機関・事業者等が目標を共有しながら、各圏域に適合したシステムの構築を図るものとします。

#### (2)地域包括支援センターの具体的な取組み方針(活動計画)

##### ①総合相談支援業務

高齢者等のさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービス、あるいは地域につなぎ、継続的にフォローするものとします。

##### ア. 地域におけるネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、高齢者見守りネットワーク事業の充実を図ることとします。

#### **イ. 実態把握**

様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるように留意することとします。

#### **ウ. 総合相談支援**

本人、家族、近隣住民、民生委員等高齢者見守りネットワーク等を通じた様々な相談に対応し、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介などを行うものとします。

専門的・継続的な関与や緊急対応が必要な場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援方針を立て、適切なサービスや制度につなぎ、継続的な支援を行うものとします。

#### **②権利擁護業務**

総合相談からつながるすべての支援の全過程において権利擁護の視点を持ち、特に「迅速対応」、「訪問による状況確認」、「包括的支援」、「チームでの支援」、「主体性の尊重」、「説明責任」に留意して対応するものとします。

#### **ア. 成年後見制度の活用促進**

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、制度の説明や申し立てにあたっての関係機関の紹介等を行うもとします。また、申し立てを行える親族がない場合や、親族があっても申し立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認められる場合、速やかに高年介護課に当該高齢者の状況等を報告し、市長申し立てにつなぐようにします。

高年介護課等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組みを行うものとします。

#### **イ. 高齢者虐待への対応**

高齢者虐待対応マニュアルに基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応を行うこととします。

#### **ウ. 老人福祉施設等への措置の支援**

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが真に必要と判断した場合は、高年介護課に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求めることがあります。

#### **エ. 困難事例への対応**

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合や高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行うこととします。

## **オ. 消費者被害の防止**

リフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行うこととします。

### **③在宅医療・介護連携の推進**

豊岡市在宅医療・介護連携推進協議会の構成員として、在宅医療介護連携に係る各種研修会の開催、介護医療資源情報の整理・見える化、但馬圏域退院支援運用ガイドラインの活用、医療関係者と介護関係者の交流促進等の事業に関わるものとします。

### **④認知症施策（認知症あんしん大作戦）の推進**

市で推進する、認知症あんしん大作戦〔認知症予防のできるまち（早期発見・早期対応）、認知症になっても安心して暮らせるまち（体制整備）〕に対して、認知症の人やその家族の視点に立ち、市と連携して次の取り組みを進めるものとします。

#### **ア. 認知症に関する知識の普及・啓発の推進**

キャラバンメイトとして、認知症サポーター養成講座を実施し、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成するとともに、認知症予防や家族等の支援のための知識の普及啓発に努めるものとします。

#### **イ. 早期発見・早期対応の推進**

認知症（若年性認知症）の相談窓口である「認知症相談センター」（市と地域包括支援センター）を周知し、早期に相談がつながりやすい体制を整えるものとします。認知症サポート医巡回相談の活用や、認知症の人やその家族が状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関につなぎ連絡調整を行うものとします。

また、認知症を早期発見することの利点を伝え、受診勧奨や認知症予防教室への参加につなげるものとします。

#### **ウ. 認知症ケアの向上**

認知症相談センター職員研修や各種研修会に積極的に参加し、認知症の人やその家族への支援を適切に行えるようスキルアップを図るものとします。

#### **エ. 若年性認知症の人と家族への支援**

若年性認知症は働き盛りの世代にも起こることから、本人だけでなく、家族の生活への影響が高齢者に比べて大きく、就労、経済的支援、子供の教育等多岐にわたる支援が必要です。このような相談に応じられるように関係機関と連携するとともに、対応のスキルアップを図るものとします。また、既存のデイサービス等だけでなく、本人の希望する活動の場等を検討することとします。

#### **オ. 家族介護者に対する支援の充実**

認知症カフェや家族介護者の会等を各圏域に整備できるよう、立ち上げ支援及び運営支援を行うものとします。

#### **力. 権利擁護の推進**

地域包括支援センターの行う権利擁護業務と一体的に、認知症の人の権利や生命を守る取り組みを進めるものとします。

#### **キ. 地域見守り体制の推進**

協力事業者を増やす等、高齢者見守りネットワーク（とよおかホッと見守り隊）の充実を進めることとします。また、市が行う認知症高齢者等見守りSOSネットワークへ認知症の人の登録を促す等の協力をを行うとともに、声かけ模擬訓練等に参画するものとします。

### **⑤地域ケア会議の推進**

#### **ア. 個別ケア会議**

地域包括支援センター及び介護支援専門員等が担当する個別のケースの課題解決について、関係者で協議が必要と判断した場合に随時関係者を招集し、地域ケア会議（個別ケア会議）を実施することとします。

#### **イ. 自立支援型地域ケア会議**

ケアマネジメントの質の向上（状態の維持・改善を目指したケアプランの作成等）を通じて支援等が必要な高齢者の自立を支援するため、多様な専門職によりケアプランを検討する地域ケア会議（自立支援型地域ケア会議）を実施することとします。

なお、自立支援型地域ケア会議におけるケアプランの検討にあたっては、公的サービス以外のサービスや活動の位置付けを積極的に検討するため、生活支援コーディネーターと連携するものとします。

### **⑥生活支援体制整備の推進**

#### **ア. 生活支援コーディネーターとの連携**

地域ニーズや生活支援に関する社会資源情報の把握、活用等及び地域づくりについて、生活支援コーディネーターと連携・協働するものとします。

#### **イ. 地域課題解決協議の場への参画**

地域課題を住民主体で解決することを目指す協議の場やその他の生活支援等に関する会議に参画し、地域ニーズ情報の提供や他団体・専門機関との連携を図るものとします。

## **2. 介護事業者・医療機関・民生委員・ボランティア等の関係者とのネットワーク構築の方針**

これまでの専門職を中心とした個別支援のネットワークだけでなく専門職と地域住民、更に民間業者も含めた地域支援を目的とした多様な主体のネットワークを構築するものとします。

なお、このネットワークは、同じく地域の課題解決ネットワークの構築を担う社会福祉協議会の生活支援コーディネーター、コミュニティワーカー等と連携・協働しながら、行政区単位、地域コミュニティ単位、日常生活圏域（旧市町区域）単位、市全域それぞれのエリア・階層ごとに構築するものとします。

### 3. 第1号介護予防支援事業の実施方針

#### (1) 第1号介護予防支援事業

第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）による訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス又はその他の事業（介護保険給付によるサービスを除く。）が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業であり、具体的には、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者が総合事業による介護予防・生活支援サービスや公的なサービス以外のサービス等を適切に受けられるようケアプランの作成等を行う事業です。

#### (2) ケアマネジメントに当たっての基本的な考え方

総合事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、自立した日常生活が行えるよう支援することを目的としています。

したがって、総合事業におけるケアマネジメントである介護予防ケアマネジメントは、介護予防と自立支援の視点を踏まえたうえで、対象者自らの選択に基づきサービスが包括的に実施されるよう、専門的な視点から必要な援助を行うものとします。

さらに、サービスを終了した後においても、対象者が介護予防等に主体的に取り組めるよう働きかけを行うとともに、介護予防等に係る知識・技術を提供するものとします。

なお、サービスの利用支援においては、必要に応じて公的サービス以外のサービス等、住民主体の支援、専門職によらないサービスの利用促進に努めるものとします。

#### (3) 具体的な取組み

介護予防ケアマネジメントの趣旨に沿ったケアマネジメントが実施できるよう、地域包括支援センター及び介護支援専門員のケアマネジメント技術の向上を図るために、次のような取組を行いうるものとします。

- ① 地域包括支援センター職場内における具体的な事例による自立支援型ケアマネジメント実践研修
- ② ケアマネジメントに係る外部研修への積極的な参加及び介護支援専門員への情報提供
- ③ 自立支援型ケアマネジメントに関する研修の企画実施
- ④ 自立支援型地域ケア会議の活用

### 4. 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

#### (1) 関係機関との連携体制構築支援

居宅介護支援事業所の介護支援専門員が包括的・継続的ケアマネジメントを実施できるように、関係機関に関する情報提供や意見交換等の場の設定、情報共有のた

めのルールづくりなどの方法で、地域における関係機関と介護支援専門員との連携体制の構築を支援するものとします。

#### (2) 介護支援専門員同士のネットワーク構築支援

介護支援専門員同士の情報の共有、実践の振り返り、精神的なサポート、やりがいの共有等の実現のためのネットワーク構築を支援するものとします。

#### (3) 具体的な取組み

介護支援専門員のニーズを把握するとともに、介護支援専門員に不足している知識や技術を明らかにしたうえで、研修や事例検討会、連絡会等の開催により、実践力を高めることとします。

#### (4) 介護支援専門員へのサポート

介護支援専門員が抱える個々のケース（支援困難ケース等）に対応する場合には、介護支援専門員がよりよい判断に到達できるよう支援するために、次のような役割を担うこととします。

- ① 支援チームの構築とチーム全体へのサポート
- ② 介護支援専門員へのサポート
- ③ 支援チームの一員としてのサポート
- ④ 利用者家族へのサポート
- ⑤ 介護支援専門員の所属組織へのサポート

#### (5) 日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的見地からの個別指導相談への対応を行うこととします。

#### (6) 事例検討会・研修会・介護支援専門員連絡会の実施

介護支援専門員の質の向上を図る観点から、関係機関と連携のうえ、情報提供や事例検討会、研修会、連絡会を実施することとします。

#### (7) 支援困難事例等への指導・助言

介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うこととします。

#### (8) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

地域の介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施できるよう介護支援専門員のネットワークを活用することとします。

### 5. 地域ケア会議の運営方針

実施する地域ケア会議の種別に応じて、次のように運営するものとします。

#### (1) 個別ケア会議

##### ① 会議内容

地域包括支援センター及び介護支援専門員等が担当するケース（介護度・状態像をとわない）について、その処遇をどのようにすべきか、関係者で検討することとします。

## ②構成員

本人・家族、地域包括支援センター、担当介護支援専門員、保健師(市)、民生委員、区役員、その他関係者を必要に応じて招集します。

## ③実施回数等

地域包括支援センター又は介護支援専門員等の求めに応じて随時開催(不定期)

## (2)自立支援型地域ケア会議

### ①会議内容

主に要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト該当者）など介護予防サービスの利用者について、自立支援（利用者の状態を改善し、自分でできることを増やすことにより地域で役割をもっていきいきと生活できるようにするとともに公的サービスの利用低減を目指す）の視点を踏まえたケアプランの作成を支援するため、作成済みのケアプランの更新にあたって、専門職を中心とする多職種による検討を行い、担当地域包括支援センター又は介護支援専門員に助言を行うこととします。

### ②実施単位圏域

地域包括支援センター設置圏域（豊岡、港・城崎・竹野、日高、出石・但東）

### ③構成員

地域包括支援センター、担当介護支援専門員、保健師(市健康増進課)、高齢者・介護保険担当市職員、理学療法士又は作業療法士、生活支援コーディネーター、必要に応じて管理栄養士等その他の専門職

### ④実施回数等

各地域包括支援センター（豊岡、城崎・竹野、日高、出石・但東）ごとに月1回　計48回

1回（1時間30分）の会議で概ね3事例を検討

## 6. 市との連携方針

全地域包括支援センターを委託とした趣旨を踏まえ、介護保険事業計画、本事業実施方針等に基づき住民に身近な各地域包括支援センターが主体的に問題解決を図ることを基本にしながら、虐待ケース、行政の権限行使が必要な事案及び困難ケースへの対応、またネットワーク構築や地域づくり等に関しては、市と密接に連携をとって課題解決に取り組むものとします。

## 7. 公正・中立性確保の方針

地域包括支援センターの業務は、介護保険法令に基づき市が実施すべき事業（包括的支援事業及び介護予防ケアマネジメント）であり、その委託を受けたセンターも市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う必要があるため、次の事項について留意するものとします。

## (1)公正・公平な介護予防ケアマネジメント

### ①介護予防ケアプランへの事業者の位置付け

介護予防ケアマネジメントの実施に際して、特定の事業者のサービスに偏ってケアプランに位置付けたりすることのないようにします。

### ②介護予防ケアマネジメントの委託

介護予防ケアマネジメントの委託に際して、特定の居宅介護支援事業者に偏つて委託することのないようにします。

### ③対象者の真のニーズ及び自立支援に資するサービス（支援）の位置付け

サービス提供事業者からの働きかけや利用者等からの安易な要求を排し、真のニーズや自立支援に資するサービス等（予防給付基準サービス、支え合いサービス、インフォーマルサービス、互助活動、一般施策）を適切に選択して、ケアプランに位置付けます。

## (2)公正・公平なケアマネジメント支援

自立支援型地域ケア会議におけるケアマネジメント支援については、年間を通じて概ね全ての事業者が1回は支援を受けられるよう配慮します。

## 平成 29 年度 豊岡市地域包括支援センター重点活動方針（案）

### 1. 総合相談支援

- ①生活支援コーディネーターと連携を図り、互助の力を発揮できるよう、ケースを通じて地域と協働していく。
- ②関係機関と連携のもと支援困難ケースに対応する。
- ③早期に相談がつながるよう、地域の見守り体制を推進する。

### 2. 権利擁護

- ①高齢者虐待対応について、高齢者虐待対応マニュアルに沿い、行政とさらなる協議・連携強化を図る。
- ②成年後見制度の普及啓発に努め、関係機関との連携強化を図る。
- ③権利擁護の視点を持ちながら相談業務にあたり、解決に向け、関係機関との連携強化を図る。

### 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ①介護支援専門員が医療関係者とスムーズに連携できるよう支援する。
- ②介護支援専門員の質の向上を図る。
- ③介護支援専門員が地域とのつながりが深められるように支援する。

### 4. 介護予防ケアマネジメント

- ①より多くの人に介護予防活動の必要性を啓発し、実践への支援を行う。
- ②対象者の真のニーズにもとづいた適切なケアマネジメントを実施する。

### 5. 地域ケア会議の推進

- ①ケアマネジメント（自立支援型ケアプラン作成等）支援による個別課題解決機能の強化及びそれを通じた介護支援専門員の資質向上を図る。
- ②地域ケア会議を通じて地域の実情を把握するとともに、個別ケースの課題を分析し、地域課題を発見する。

### 6. 認知症施策の推進

- ①認知症の早期発見、早期対応に努める。
- ②多世代を対象に認知症の理解と普及啓発に努める。
- ③家族介護者に対する支援の充実を図る。

## 豊岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱の改正について

### 1. 改正内容

◎協議会の所掌事務に次の事務を追加する。

「支え合いサービス事業の受託者選定に関する事務」

#### ・具体的な事務内容

支え合いサービス事業の受託候補者の選定について、当該受託候補者が受託者として適切かどうか（適切に事業を実施できる見込みがあるかどうか）について意見を表明する。

また募集単位期間中に同一地区に複数の応募者があった場合は、選定審査を行う。

### 2. 支え合いサービス事業

平成27年4月の介護保険法改正により市町村は、高齢者の介護予防と生活支援の施策を総合的かつ一体的に行う介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を実施することになった。

この改正により、それまで全国一律の基準で実施されていた要支援認定者のホームヘルプサービスやデイサービスは総合事業に移行し、市町村の実情に応じた多様な訪問型サービスや通所型サービス、その他の生活支援サービスを展開していくこととされた。

本市では、この総合事業の多様なサービスの一つとして支え合いサービス事業を創設し実施している。

支え合いサービス事業は、地区公民館区を実施単位とし、介護事業者やその他の法人等が受託者となり地域住民と協力して実施、又は住民組織等が受託者となって実施することを想定している。

支え合い生活支援サービス	掃除、洗濯、買い物、ゴミ出し等軽易な家事援助（調理を除く）及び配食・安否確認、その他
支え合い通所介護	通い（送迎有）の拠点で行う短時間の体操、食事、その他（ミニデイサービス）

### 3. 設置要綱改正の趣旨

支え合いサービス事業は、受託者を公募しているが、従来の介護保険給付の指定事業者のように厳しい運営基準は設定していないため、確実かつ適切なサービス提供が困難と考えられる団体からの応募もあり得る。

また、1地区について1受託者を選定することとしており、同一募集期間内に同一地区で複数の応募があった場合、選定審査を行う必要がある。

これらについては、市内部だけで検討し決定するのではなく、被保険者や介護サービス事業者、保険・医療・福祉の関係者、地域の代表者等の意見を聞いて判断することが適切だと考えている。

本協議会は、概ね前述の関係者を構成員としており、また総合事業と同様地域包括ケアシステム構築の要となる地域包括支援センターの運営について協議す

る組織であるため、支え合いサービス事業受託者の選定に関しても所掌事務とさせていただきたい。

#### 4. その他

- これまでも受託者の決定に際しては、本協議会の一部の委員に個別に依頼し、意見をいただいてきた。
- 定例の協議会開催時でない時期に協議案件が上がってきた場合は、文書により意見聴取をさせていただきたい。

<参考>

豊岡市地域包括支援センター運営協議会設置要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第2条 運営協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その他地域包括支援センターの運営に関し必要な事務</u></p>	<p>第2条 運営協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>支え合いサービス事業（豊岡市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱に規定する支え合いサービス事業をいう。）の受託者選定に関する事務</u></p> <p>(5) <u>その他地域包括支援センター及び支え合いサービス事業の運営に関し必要な事務</u></p>

支え合いサービス事業実施状況

(H29. 2. 1現在)

受託団体	実施事業種別	実施地区
特定非営利活動法人 銀ちゃんの家	支え合い生活支援サービス 支え合い通所介護	豊岡(市街地)地区
社会福祉法人あそう 特別養護老人ホームここのか	支え合い生活支援サービス 支え合い通所介護	八条地区
社会福祉法人あそう 特別養護老人ホームはまなす苑	支え合い通所介護	中竹野地区
株式会社ベンリー	支え合い生活支援サービス	五荘地区 国府地区 日高地区
布亀株式会社	支え合い生活支援サービス	弘道地区
特定非営利活動法人 権利擁護あさひ	支え合い通所介護 支え合い生活支援サービス	弘道地区 福住地区
社会福祉法人 ぶどうの枝福祉会（愛の園）	支え合い通所介護	菅谷地区 合橋地区